



ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

働き方改推進革関連法案が可決

働き方改革推進関係法案が4月6日に提出され、5月25日に可決されました。時間外労働の上限適用や、割増率50%の中小企業への適用時期についてなど、労働基準法その他労働法についての重要な法改正です。今後の人事・労務の運営に多大な影響を及ぼす内容となっていますので、要点を紹介致します。

時間外労働の上限規制の中小企業への猶予について

働き方改革推進関係法案に関する主な修正内容は下記の通りです。特に①時間外労働の上限規制の施行 ②月60時間超え時間外労働の割増率50% については実際の労務に直結するケースが多く、最重要事項であるといえます。

時間外労働の上限規制

- 中小企業に対する施行期日：31年4月1日⇒平成32年4月1日
- 鹿児島県及び沖縄県における微糖製造業の猶予期間：施行日から3年間⇒5年間
- 36協定の締結にあたって行政官庁が指針に基づき行う助言及び指導：中小企業に配慮

裁量労働制の対象拡大

- 企画業務型裁量労働制の対象拡大等⇒削除

月60時間を超える時間外労働にかかる割増賃金率の中小企業への猶予措置の廃止

- 施行期日：平成34年4月1日⇒平成35年（2023年）4月1日

労働時間の状況の把握

- 使用者は労働時間の状況を省令で定める方法で把握しなければならないと法律に明記

短時間・有期雇用労働者に対する不合理な待遇差の解消

- 中小企業に対する施行期日：平成32年4月1日⇒平成33年4月1日

月60時間超え時間外労働の割増率

現状、月の時間外労働が60時間を超えた場合に、割増賃金の割増率を25%から50%とする改正が、大企業限定で施行されています。この規定は中小企業への適用を猶予されており、施行期日が平成34年4月を予定されていましたが、この度の法案可決の際、猶予を1年延長し、**平成35年4月より施行**となりました。施行まで5年の期間がありますので、人員を整備して時間外労働が60時間を上回ることが無いような体制を整えておく必要があります。

【重要】時間外労働の上限規制について

今回の法案の最重要事項である時間外労働の上限規制が平成 32 年 4 月 1 日から施行されることが決定しました。残り 2 年弱しか期間が無いいため時間外労働の上限を改めて確認頂き、現状で上限を上回る時間外労働が発生しているという場合には、時間外労働削減のための対策を早急に講じる必要があります。

【時間外労働の上限（3つの上限が設けられます）】

1年の時間外労働の合計が720時間以内
(年の平均が60時間以内)

単月の時間外労働が100時間以下

2～6箇月の時間外労働の平均が80時間以内

— 助成金の申請について

両立支援等助成金（育児休業等支援コース・育休取得時・職場復帰時）

概要

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に下表の額を支給します。

支給要件

【A：育休取得時】

- ①対象者の休業までの働き方、引き継ぎのスケジュール、復帰後の働き方等について、上司または人事担当者との面談を実施したうえで面談結果を記録すること。
- ②「育休復帰支援プラン」を作成すること。
- ③「育休復帰支援プラン」に基づき、対象者の育児休業（産前・産後休業から引き続き育児休業を取得する場合は産前休業）開始日までに業務の引き継ぎを実施すること。
- ④対象者に、3ヶ月以上の育児休業を取得させること（産後休業を取得する場合は産後休業を含めて3ヶ月以上）

【B：職場復帰時】

- ①対象者の休業中に育休復帰支援プランに基づき、職場の情報・資料の提供を実施すること。
- ②対象者の職場復帰前と職場復帰後に、上司または人事担当者が面談を実施し、面談結果を記録すること。
- ③対象者を原則として原職等に復帰させ、さらに6ヶ月以上継続雇用すること。

<育休復帰支援プランについて>

育休復帰支援プランは「育休復帰支援プラン策定マニュアル」を参考に作成してください。

※マニュアルは、厚生労働省 HP に掲載しています（トップページから「育休復帰支援プラン」でサイト内検索）

※プランの作成にあたっては、あらかじめ「労働者の円滑な育児休業の取得、職場復帰について、育休復帰支援プランにより支援する措置を実施すること」を就業規則等に明文化し、周知することが必要です。

助成額

A：育休取得時	28.5万円<36万円>
B：職場復帰時	28.5万円<36万円>
職場支援加算	19万円<24万円>

※ 支給額<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

お問い合わせは当事務所まで！